

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和4年度）

作成日 2022年10月28日

最終更新日 2022年10月28日

本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況	1
経営協議会による確認	1
監事による確認	1
その他の方法による確認	3
国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況	3
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	3
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	3
国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容	4

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2022年10月28日
国立大学法人名		国立大学法人群馬大学
法人の長の氏名		石崎 泰樹
問い合わせ先		国立大学法人群馬大学 総務部企画評価課企画係 TEL : 027-220-7015 E-mail : kk-akikaku1@jimu.gunma-u.ac.jp
URL		https://www.gunma-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>■確認の方法</p> <p>経営協議会委員に対して9月15日から9月22日までの期間において意見照会を行い、令和4年度第3回経営協議会（9月27日開催）において、国立大学法人群馬大学における適合状況について、昨年度からの変更及び改善事項を説明するとともに、全ての原則に対して適正なガバナンス体制が構築されているかどうかを審議した。審議の結果、適正に実施されているとして了承された。</p> <p>監事からの意見を踏まえた修正案について経営協議会委員に対して意見照会を行い、了承された。</p>
監事による確認		<p>■確認の方法</p> <p>令和4年度第3回経営協議会（9月27日開催）審議後、9月28日から9月30日にかけて監事による確認を行った。</p> <p>■監事からの意見及び対応</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>実施状況及びその公表に関しては適正であるが、原則の要求により的確に対応するため、今後の取組又は文言の修正等を検討いただきたい。</p> <p>(原則 1－1 関係)</p> <p>【意見】</p> <p>原則では、目標及び具体的な戦略を策定するに当たり、多様な関係者の意見を聞くことが求められているのに対し、経営協議会からの意見を聞いていることが示されているが、「経営協議会における意見への対応について(第Ⅲ期)」は計画策定等に対する意見ではなく大学運営全般に対する意見とそれへの対応であり、原則が要求する事項ではないと思われる。</p> <p>【対応】</p> <p>大学運営全般に対する経営協議会委員の意見を公表している URL に替わり、経営協議会における中期目標・中期計画の審議に係る記録を公表している URL を記載した。</p> <p>(補充原則 1－2①関係)</p> <p>【意見】</p> <p>原則 1－2 がいう「目標・戦略を策定・実行する体制の構築」及び補充原則 1－2①の「各施策を実行に移すための体制の構築」とは、国立大学法人法の法的枠組みの中でより有効に施策を実施する仕組みを考えるという趣旨であると思料されることから、国立大学法人法に定める意思決定機関（役員会等）以外の協議機関で協議された施策について、協議から実施されるまでの間のガバナンス体制を明確にするべきである。</p> <p>【対応】</p> <p>目標・戦略を実現するための全学的な将来構想や学内資源の戦略的な配分等に関しては、戦略企画会議の協議の後に、意思決定機関である役員会等の審議を経て実行に移すことを明記した。</p> <p>(補充原則 1－2②関係)</p> <p>【意見】</p> <p>原則では、IR 機能を充実させ、目標・戦略の策定に活用すること、また、エビデンスベースで適切に検証し、目標・戦略の改定や資源配分方策の見直しに反映させる仕組みを整備することが求められている。これに対し実施内容は、経営 IR 室を設置しエビデンスに基づく支援を可能とする体制としたことを挙げているが、体制作りにとどまっており、目標・戦略の策定や改定、さらには資源配分の</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>見直しにどのように具体的に活用するのか、その仕組みが示されていない。</p> <p>【対応】</p> <p>経営 IR 室において検証された結果について、学長等に報告・情報提供を行い、目標・戦略の改定や資源配分方策の見直しに反映させる仕組みとしている旨を明記した。</p> <p>(補充原則 3 – 3 – 3 ②関係)</p> <p>【意見】</p> <p>学長選考・監察会議における学長の業務執行状況に関する中間評価は令和 4 年 9 月 29 日に実施され、結果も公表されている。</p> <p>【対応】</p> <p>学長選考・監察会議における学長の業務執行状況に関する中間評価の実施状況及び実施結果を公表している URL を記載した。</p>
その他の方法による確認		当法人では、経営協議会及び監事により適合状況の確認を行っており、その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を全て実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>群馬大学では、国立大学法人が果たすべき社会的な役割であるミッションとして基本理念を定めている。基本理念を踏まえ、国立大学法人の方向性や目指す姿として、「地域に根ざし、知的な創造を通じて、世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学へ」をビジョンに掲げ、改革プランとして取り組もうとする事項の工程表を示し実行している。また、基本理念及びビジョンに基づき、教育、研究、社会貢献、国際交流、大学運営に関する目標を定めている。これらに加え、基本理念を踏まえた教育・研究の実現に向け、令和3年4月に就任した石崎学長が任期中に重点的に取り組む事項を定め、「学長ビジョン」として学内外に公表した。</p> <p>また、ビジョンの実現を目的として、目標及び学長ビジョンを踏まえ、具体的に達成を目指す水準を第4期中期目標で示し、これらの水準を達成するための具体的な戦略として第4期中期計画を策定のうえ、取組を実行している。</p> <p>なお、第4期中期目標及び中期計画（令和4年度から令和9年度）は、過半数が学外者で構成される経営協議会や関連する産官金機関等との意見交換会等により多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに経営及び教育研究に関する重要事項を協議する戦略企画会議や同会議の下に設置した「第4期中期目標・中期計画策定部会」において協議を重ね、多角的な意見を踏まえて策定したものであり、ホームページにおいて公表している。</p> <p>(基本理念) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735</p> <p>本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言している基本理念は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。 2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。 3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。 <p>(ビジョン・戦略)</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909</p> <p>本学のビジョンを実現するべく、第3期中期目標・中期計画（平成28年度～令和3年度）を踏まえた取り組むべき改革を示したものである。学長のリーダーシップの下、多様な資源を活用して、本学のビジョンの実現に向けて様々な改革を実行している。</p> <p>(目標)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737</p> <p>基本理念の下に、教育、研究、社会貢献等（国際交流含む）及び大学運営の各目標を定めたもの。</p> <p>(中期目標・中期計画)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</p> <p>国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。</p> <p>第1期（平成16年度～平成21年度）、第2期（平成22年度～平成27年度）、第3期（平成28年度～令和3年度）、第4期（令和4年度～令和9年度）というように、6年間の期間毎に文部科学大臣が「中期目標」を定め、それを達成するための「中期計画」を本学が定めている。</p> <p>(経営協議会議事要旨)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/out008_002/g111661</p> <p>(学長ビジョン)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001</p> <p>令和3年4月1日に石崎学長が就任し、任期中に、教育、研究、社会貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンとして定めたもの。</p> <p>(理念、目標、計画等の関連)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g142217</p>
補充原則1－2④ 目標・戦略の進捗状況 と検証結果及びそれ を基に改善に反映さ せた結果等		<p>中期目標・中期計画の進捗状況の確認及び検証を目的として、大学評価室を中心とした「中期計画カルテ」による自己点検・評価を年度終了後に毎年度行い、その結果をホームページにおいて自己点検・評価報告書として公表することとしている。</p> <p>自己点検・評価結果は各学部等にフィードバックし、次年度の取組や新たな課題の設定に反映させることとしている。また、その結果を、次年度以降の自己点検・評価報告書により報告することとしている。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(大学評価) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001</p> <p>(中期目標・中期計画に係る自己点検・評価) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g107803</p> <p>本学における自己評価（本学又は学部等が自ら行う点検及び評価）及び外部評価（本学又は学部等が主体となって自己評価の一環として行う、学外者による検証及び評価）の実施並びに認証評価（学校教育法第109条に規定する認証評価機関が行う検証及び評価）及び第三者評価（国立大学法人評価委員会その他の機関が行う検証及び評価）に対応するため、国立大学法人群馬大学大学評価室を設置している。</p>
補充原則 1 – 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>経営及び教学に係る運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会の法定会議のほか必要に応じた会議や組織を設置し、役員（学長、理事、監事）、副学長、学長特別補佐が必要に応じて当該会議や組織の構成員となって、運営している。その権限と責任については、学内の規則においてそれぞれ以下のとおり制定しており、それらに関する機構図、規則や氏名・担当業務を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。（国立大学法人群馬大学組織規則 第5条） ・理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。（国立大学法人群馬大学組織規則 第6条） ・監事は、本学の業務全般を監査する。（国立大学法人群馬大学監事監査規則 第3条） ・副学長は、学長を助ける。副学長は、学長の命を受けて校務を分担することができる。（群馬大学副学長に関する規程 第3条） ・学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的な事項の処理に当たる。（国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程 第3条） <p>(機構図) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1703</p> <p>本学の管理運営組織として、学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐、学長アドバイザー並びに役員会、経営協議会、教育研究評議会等の関係性を示している。</p> <p>(群馬大学規則集) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>本学の諸規則を掲載しており、前述の学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐の各権限を規定した、「国立大学法人群馬大学組織規則」、「国立大学法人群馬大学監事監査規則」、「群馬大学副学長に関する規程」、「国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程」を掲載している。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p>
補充原則 1 – 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>「国立大学法人群馬大学人事の方針」において、若手・女性・外国人等の積極的採用やテニュアトラック制度の活用などの全学的な方針を定めるとともに、本学のポジティブアクションとして、若手、女性研究者等を積極的に採用する旨、公募要領等に記載している。なお、令和3年9月に、同方針を改正し、年齢構成を意識しつつ職位のバランスにも配慮する旨及びダイバーシティの確保の記載を追加した。</p> <p>(国立大学法人群馬大学人事の方針) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf</p> <p>「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日文部科学省）」や「統合イノベーション戦略2020（2020年7月17日閣議決定）」などを踏まえ、本学においても、計画的かつ戦略的に人事配置・人材育成等を行うため、年齢層別の在職比率などの現状値や、今後の自然変動要因等に基づく将来推計等を実施し、その結果を学内に共有するとともに、本務教員の年齢構成等を公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学本務教員年齢構成表) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/12/423eac0da04fbb29aba8fd1985e9ebd4-2.pdf</p> <p>(教員年齢構成の推移・推計) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/12/59dcff79f636e2eef44a1b1a94cb7658.pdf</p> <p>「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」及び「群馬大学ダイバーシティ推進基本方針」を策定し、性別、障がい、国籍、性的指向・性自認、宗</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>教、年齢、価値観など、より広い視点でのダイバーシティを推進し、全ての構成員が、その個性と能力を最大限発揮できる学内環境の改善を行うべく取り組んでいる。</p> <p>(群馬大学ダイバーシティ推進宣言及び群馬大学ダイバーシティ推進基本方針) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877</p>
補充原則 1 – 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>(国立大学法人群馬大学 第4期中期計画) ※p15-21 https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/04/02_keikaku_20220330.pdf</p> <p>国立大学法人法第31条第2項に基づき、「中期計画」において収支計画及び資金計画を定め公表している。</p>
補充原則 1 – 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 – 1 ③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)		<p>【補充原則 1 – 3 ⑥関係】</p> <p>財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表するとともに平成30事業年度決算より財務レポートを作成し、当該年度の費用と成果等を公表している。</p> <p>(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</p> <p>本学における教育・研究・診療等にかかる財務情報(財政状態、収支情報、資金状況等)を示す書類で、国立大学法人法において作成及び開示の義務が定められているもの。</p> <p>(実績報告書) ※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における、各事業年度の「業務の実績に関する報告書」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790</p> <p>(財務レポート) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</p> <p>学生・保護者・卒業生・企業や自治体の皆様、そして地域の皆様など多くの方々に向けて、本学の財務諸表をできる限り分かり易く伝えるために作成したもの。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>また、教育研究の成果等については、全学の広報として以下のとおり公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学ホームページのプレスリリース（報道発表）で公表 ・県庁記者クラブへのプレスリリース（報道発表） <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</p> <p>・在県新聞各社の記者を対象にした「定例記者会見」の開催（定例記者会見）</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349</p> <p>※定例記者会見（2021年9月から定例記者懇談会を名称変更）</p> <p>・SNS（YouTube、Twitter、Facebook、LINE、Instagram）公式アカウントによるリアルタイムの情報発信（群馬大学SNS公式アカウント）</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns</p> <p>・広報誌「GU'DAY（グッデイ）」、各種ニュースレター等での情報発信（広報誌 GU'DAY（グッデイ））</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday</p> <p>・持続可能な開発目標（SDGs）に関連する群馬大学の取り組み事例の公表（持続可能な開発目標（SDGs）に関連する群馬大学の取り組み）</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g61460</p> <p>【補充原則4－1③関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30事業年度より財務諸表の附属明細におけるセグメント情報において学部毎に費用・収益等を公表している。 ・財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表とともに平成30事業年度決算より財務レポートを作成し、社会に対し、よりわかりやすい形で当該年度の費用と成果等を公表している。また、今後に向けては、教育や研究、社会連携の成果等の非財務情報をより重点的に公表するなど、ステークホルダーに対し、より丁寧な説明をするため、開示する内容や手段を検討中である。 <p>(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(実績報告書) ※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における、各事業年度の「業務の実績に関する報告書」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790</p> <p>(財務レポート) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</p>
補充原則 1 – 4 ② 法人経営を担うる人材を計画的に育成するための方針		<p>「国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針」として、法人経営を担い得る人材の育成方針を作成し公表している。フォローアップについては十分にできていないと認識しているため、今後、役員により構成する「戦略企画会議」において実施状況をフォローアップしていくよう、検討を進めている。</p> <p>経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナー「大学教育の在り方について」の開催や職階別「課長・副課長級職員研修」を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する「部課長級研修」、「会計事務研修」、「大学マネジメントセミナー」等に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。</p> <p>また、「戦略企画会議」において、①学長の校務を分担して機動的な大学経営を加速する「副学長」及び学長のマネジメント機能を強化するための「学長特別補佐」の活動状況②経営人材育成に関連する取組状況について協議を行い、継続的なフォローアップを実施することとしている。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問) ※副学長、学長特別補佐の項目参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf</p> <p>「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。</p>
原則 2 – 1 – 3		学長を補佐するために、理事、副学長、学長特別補佐、学長アドバイ

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>ザーを配置している。それぞれに役割や担当する業務を明確に設定し、ホームページに公表している。</p> <p>また、経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナー「大学教育の在り方について」の開催や職階別の研修「課長・副課長級職員研修」を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する「部課長級研修」、「会計事務研修」、「大学マネジメントセミナー」等に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・学長アドバイザー・顧問) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf</p> <p>「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学組織規則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011010.pdf</p> <p>理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(群馬大学副学長に関する規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023090.pdf</p> <p>副学長は、学長を助ける。副学長は、学長の命を受けて校務を分担することができる。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023100.pdf</p> <p>学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に当たる。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄												
原則 2－2－1 役員会の議事録		<p>役員会は原則、毎月第1・第3水曜日に開催している。また、適時かつ迅速に対応するため、必要に応じて臨時に開催している。</p> <p>その議事要旨を、ホームページに公表している。</p> <p>(役員会の審議事項)</p> <p>役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項 (2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) 内部統制に関する事項 (6) その他役員会が定める重要な事項 <p>(役員会議事要旨)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g30123/g126972</p>												
原則 2－3－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>外部の経験を有する人材を活用し、法人経営の強化を図る観点から、6名の理事のうち2名（うち1名は女性）は、行政及び民間企業経験者等を学外から登用し、理事の経歴及び選考理由を、本学ホームページで公表している。</p> <p>また、「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、教育研究の一層の活性化と個性化を実現するため、ダイバーシティ推進センターを設置しており、前述の学外理事を学長特命（男女共同参画・ダイバーシティ担当）理事として配置し、ダイバーシティに関する業務を掌理することで、同業務を積極的に推進している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</p> <p>【理事就任以前の主な経歴】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>担当・特命事項</th> <th>就任以前の主な経歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林 邦彦</td> <td>理事（教育・評価担当）</td> <td>学長特別補佐、副学長</td> </tr> <tr> <td>花屋 実</td> <td>理事（研究・企画担当）</td> <td>学長特別補佐、企画戦略室長、副学長</td> </tr> <tr> <td>小坂 慎治</td> <td>理事（総務・財務担当）</td> <td>山口大学理事・副学長</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	担当・特命事項	就任以前の主な経歴	林 邦彦	理事（教育・評価担当）	学長特別補佐、副学長	花屋 実	理事（研究・企画担当）	学長特別補佐、企画戦略室長、副学長	小坂 慎治	理事（総務・財務担当）	山口大学理事・副学長
氏名	担当・特命事項	就任以前の主な経歴												
林 邦彦	理事（教育・評価担当）	学長特別補佐、副学長												
花屋 実	理事（研究・企画担当）	学長特別補佐、企画戦略室長、副学長												
小坂 慎治	理事（総務・財務担当）	山口大学理事・副学長												

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄		
		齋藤 繁	理事（病院担当）	集中治療部長、患者支援センター長、保険診療管理センター長、副病院長
		五十嵐 優子	理事（学長特命（男女共同参画・ダイバーシティ）・非常勤）	群馬県生活文化スポーツ部長
		近藤 潤	理事（学長特命（産学連携）・非常勤）	株式会社 SUBARU 取締役会長
		<p>(群馬大学ダイバーシティ推進宣言) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877</p>		
補充原則 3 – 1 – 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<p>経営協議会の学外委員については、国立大学法人群馬大学経営協議会規則に選考の基本の方針を明記して選任するとともに、選任理由をホームページで公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学経営協議会規則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011060.pdf</p> <p>1. 選任の基本の方針 (経営協議会規則第3条第1項第4号)</p> <p>経営協議会の学外委員は、国立大学法人群馬大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから選任する。なお、選任にあたっては国立大学法人群馬大学教育研究評議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について) ※【経営協議会委員の選任理由】参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</p> <p>1. 選任理由</p> <p>大学に関し広くかつ高い見識を有し、大学の運営や所活動全般について、経営面を中心として社会観点から様々なご意見をいただけるよう、各界の有識者からこれまでの経歴、実績などを考慮の上選任した。</p> <p>2. 選任状況</p> <p>学外委員として、自治体、マスコミ、金融、産業団体、企業、私立大学の幅広い分野から多様な人材が参画している。</p> <p>経営協議会の運営にあたっては、学外委員が役割を十分に果たせるよう以下のような工夫を行うとともに、経営協議会における意見への対応についてもその状況をホームページで公表している。</p> <p>・産業界、地方公共団体、マスコミ等から選考した外部委員から専門的</p>		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>な見識を踏まえた適切な意見をいただけるよう、個別具体的なテーマを設定のうえ、意見交換の場を設けている。具体的には、地域の課題である教育改革、就職問題、産学官連携などの議題を多方面に渡る専門的な観点から意見交換を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外委員の出席の機会を確保するために、年度初めに当該年度中の開催日程を提示している。 ・会議の開催にあたっては、対面、オンライン、ハイブリッド方式など開催方法の多様化を図っている。 ・必要に応じて書面審議を行うなど、適時適切に意思決定を行えるよう努めている。 ・会議開催の1週間前までに資料を送付し、事前に資料を確認いただくことで、会議当日に各委員の持つ専門的知見を活かした意見をいただけるよう努めている。 <p>(経営協議会議事要旨) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/out008_002/g111661</p> <p>(経営協議会における意見への対応について（第Ⅲ期）) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/7eb8de8c65b44a43c506175448059307.pdf</p> <p>平成30年度から令和3年度までの間に外部委員から寄せられた意見とそれを踏まえて本学が法人運営に活用（取組）した結果を示したもの。</p>
補充原則3－3－1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		<p>学長（候補者）に係る選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由等はホームページで公表している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公表場所 ホームページ、本部管理棟及び各学部棟の掲示板、報道発表 2. 公表内容 ・選考基準 (国立大学法人群馬大学の望ましい学長像について) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/092e0dc7b4d3b4e1b343a19519f67cfe.pdf <p>本学の基本理念を踏まえ、次の資質と能力を具えている者であることが望まれる。</p> <p>(1) 人格が高潔で学識が優れ、学内外からの信頼を得て大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営し、戦略的に大学経営基盤を強化できる能力を持つ者であること。</p> <p>(2) 中期目標を確実に達成するため、大学の現状を把握し課題を抽出</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>したうえで、教育、研究、社会貢献等の諸活動について社会の現状と未来を見据えた明確なビジョンを示し、強いリーダーシップによって実践に至らしめる者であること。</p> <p>(3) 地域活性化の中核的拠点として地域とともに大学を発展させ、あわせてグローバル化を推進することにより、世界の最先端を目指す存在感のある大学づくりに真摯に取り組む者であること。</p> <p>(4) 社会との信頼関係を築くため、優れたコミュニケーション能力によって国内外に広くネットワークを形成し、積極的に情報発信する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選考結果、選考過程、選考理由 (学長選考・監察会議) 【2020年度学長選考会議】を参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 <p>3. その他公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員名簿 ・選考実施計画概要 ・学長適任者 ・意向聴取を実施する場合は、意向聴取に関すること及び意向聴取結果 (学長選考・監察会議) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 (国立大学法人群馬大学学長選考規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf (国立大学法人群馬大学学長選考実施細則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf
補充原則 3－3－1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>学長選考・監察会議は、学長の任期を、学長が適切にリーダーシップを発揮し責任をもって大学運営行える適当な期間として4年と定めている。さらに、継続的な経営・運営体制を構築するため、学長の再任審査を行い、再任を可とした場合は任期を2年とし、連続する任期の上限を6年と定め、中期計画期間と同様の6年間とすることで安定的にリーダーシップを発揮できるようにしている。</p> <p>また、法人の長の再任があった場合も再任理由をホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任理由 (学長選考・監察会議) 【2018年度学長選考会議】を参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 (次期学長候補者の決定について (公示))

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/12/20181207_kouji.pdf</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長選考規程)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長選考実施細則)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長任期規程)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023040.pdf</p> <p>(再選考の場合の学長の任期について)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023045.pdf</p>
原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長選考会議は、学長の解任手続きを整備し、ホームページで公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長解任規程)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023030.pdf</p>
補充原則 3－3－3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期中の評価結果		<p>学長選考・監察会議において、学長就任後 2 年度目以降、学長の業務執行状況に関する任期途中における評価（中間評価）を毎年実施し、今後の法人経営に向けた助言等を行っている。また、この評価結果はホームページに掲載している。</p> <p>(学長選考・監察会議)「学長の業務執行状況の確認について」</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</p>
原則 3－3－4 学長選考・監察会議の委員の選任方法及び専任理由		<p>学長選考・監察会議は、中立性・公平性を担保し法人の長から独立性をもった組織とするため、委員に学長を加えず、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができるとしている。</p> <p>【経営協議会において選出された者】</p> <p>国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 1 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学経営協議会規則第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる者（経営協議会の学外委員）の中から、経営協議会において合議により 4 名を選出している。</p> <p>選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを選出している。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>【教育研究評議会において選出された者】</p> <p>国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者（学長が指名する理事又は副学長、各学部長）の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。</p> <p>選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聞くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。</p> <p>経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。</p> <p>(学長選考・監察会議委員名簿) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</p>
原則3－3－5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。
基本原則4及び原則4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>1. 行動規範等コンプライアンスの遵守</p> <p>コンプライアンスの遵守に係る方針として「群馬大学行動規範」、「群馬大学科学者行動規範」、「国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則」、「国立大学法人群馬大学教職員就業規則」、「国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程」及び「国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則」等を定め、eラーニングにおいて、受講を必須とするコース（ハラスメント防止、個人情報管理、情報セキュリティ、研究不正防止、資金適正執行、利益相反マネジメント等）を設けている。また、教職員に周知し、履修履歴を管理することで未受講者については受講を促すことにより、対象となる全教職員の受講を徹底している。</p> <p>(コンプライアンスの推進) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/g9889/g9891</p> <p>(群馬大学行動規範) https://www.gunma-u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf</p> <p>(群馬大学科学者行動規範) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011120.pdf (国立大学法人群馬大学教職員就業規則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0220/022010.pdf (国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_07/071040.pdf (国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_06/061220.pdf</p> <p>2. 内部統制</p> <p>「国立大学法人群馬大学業務方法書」で内部統制に関する基本事項を定めているほか、「国立大学法人群馬大学内部統制規程」において内部統制担当役員や内部統制推進責任者の設置及びその役割を明示するなど、内部統制の体制整備に加え、内部統制システムの有効性の担保を目的としたモニタリングについて規定している。また、内部統制の整備、継続的な見直しや運用に関し、必要に応じた改善策を検討するため、内部統制委員会を設置している。</p> <p>さらに、毎年度内部統制システム推進計画を作成のうえ、内部統制システムの体制整備状況及び運用状況を確認し、内部統制員会へ報告している。監事の独立性をサポートする体制として、事務局及び各学部から独立した組織として監査室を設け、専任職員（室長 1 名、専門職員 1 名）を配置し、監事監査等の補助を行っている。</p> <p>(国立大学法人群馬大学業務方法書) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/fb8180cef67193276c2525aeb203548c.pdf (国立大学法人群馬大学内部統制規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021250.pdf (内部統制報告書) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/cf8778bff66d983819d8a743915fdbd5c.pdf</p> <p>3. 公益通報窓口</p> <p>公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）の趣旨に則り、「国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程」を整備し、通報窓口を運営している。公益通報窓口として、学内者だけでなく外部者からの通報の受付も可能な「公益通報窓口」（本学 web サイト、メール、電話、ファックス等）を設置している。</p> <p>また、通報者の保護等を目的として、内部通報の外部受付窓口を次の</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>とおり設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託（社会保険労務士、産業カウンセラー）による「内部通報ホットライン（TEL:0120-390-288）」を設置している。 ・外部委託弁護士による受付窓口を設置している（医学部附属病院における診療に関する事項への対応（TEL:0120-310-066）） <p>(国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021190.pdf</p>
原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>1. 法令に基づく情報公開</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 22 条及び学校教育法施行規則等に基づく公開情報に関しては、ホームページの「情報公開」において公表している。</p> <p>(群馬大学ホームページ) ※情報公開 https://www.gunma-u.ac.jp/outline (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報等の提供) 法人情報：https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898 (学校教育法施行規則等に規定する情報等の提供) 教育情報：https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902</p> <p>2. 大学独自の情報発信</p> <p>上記の法令に基づく情報発信だけでなく、大学として、ホームページ、広報紙「GU'DAY」、ソーシャルメディア（YouTube、Twitter、Facebook、LINE、Instagram）、大学概要、各学部パンフレット等の広報媒体を利用して、大学の諸活動について情報発信をしている。また、報道発表や記者会見を通して適時、大学の成果等を発信している。</p> <p>(群馬大学ホームページ) https://www.gunma-u.ac.jp/ (広報誌 GU'DAY (グッディ)) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday (群馬大学 SNS 公式アカウント) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns (大学概要) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1934 (各学部パンフレット等) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1938</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(報道発表) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</p> <p>(記者会見) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349</p> <p>(群馬大学研究活動報「水源」) https://research.opric.gunma-u.ac.jp/public/suigen/</p> <p>3. 公表方法 補充原則 4 – 1 ①に記載のとおり。</p>
補充原則 4 – 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>ホームページでは、新着情報の目的別の公表や法定公開情報に関して「情報公開」の項目を設けるなど、情報の内容を明瞭にした公表を行っている。</p> <p>また、ステークホルダーを分類し、「入学希望の方」「在学生・保護者の方」「卒業生の方」「地域・一般の方」「企業の方」といったタグや教職員を対象としたメニュー（学内教職員向け情報）を設定するなど、必要とする情報へのアクセスが容易になるよう、丁寧に情報発信をしている。</p> <p>なお、上記原則 4 – 1 で記載した大学独自の公開情報の手段により、情報公表の目的・意味に基づき、適切な対象・内容・方法を選択して公表しているが、ステークホルダーが掲載情報をより理解できるよう、公表事項ごとに要約や解説を示すなどの対応を進めている。</p> <p>このほか、入学希望者に対し、高校生の日常のツールである SNS（Twitter、YouTube、Instagram、Facebook 等）を活用し、オープンキャンパスや入試情報、大学の活動などの情報を提供している。</p> <p>学生広報大使が中心となって、大学生の活動、教員、タウン情報などを掲載した広報誌「GU'DAY（グッディ）」を作成している。これは、在学生や同年代の若者向けの内容も含まれており、大学内や県内の高等学校や自治体等に配布している。</p> <p>定期的に大学の教育研究活動を周知し、「優れた研究成果」「ウクライナ支援」など大学の活動を広く一般に知ってもらうため記者会見等を行っている。</p> <p>(群馬大学ホームページ) https://www.gunma-u.ac.jp/</p> <p>(群馬大学 SNS 公式アカウント) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns</p> <p>(広報誌 GU'DAY（グッディ）) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>(記者会見) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349</p> <p>(報道発表) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</p>
補充原則4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		<p>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育効果に関する情報として、学位の取得状況や進路状況、各授業科目や学部卒業及び大学院修了時の到達目標の達成状況、学生の成長実感・満足度及び卒業生に対する企業からの評価等について、ホームページに「学修成果・教育成果に関する情報」として概要をまとめて公表している。</p> <p>また、学生が学習するべき事柄における到達レベルを明確にするための評価基準を示す情報をホームページで公表している。</p> <p>(教育情報) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902</p> <p>※「学修成果・教育成果に関する情報」</p> <p>※「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準について」</p>

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項	<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (群馬大学ホームページ) ※情報公開参照 https://www.gunma-u.ac.jp/outline</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 (病院長選考) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/byouincho</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 (病院監査委員会) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g25693</p>
-------------------------	---